

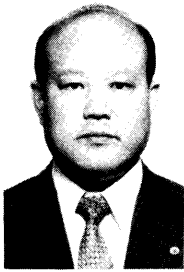
東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

発行所 〒102 東京都千代田区富士見2-4-9-503 スカイマンション 長森労務管理事務所
東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03(263)7938 発行人 新堀 英行

支部長就任のご挨拶

支部長 新堀 英行



去る3月29日、支部会議において、皆さまのご推薦により、はからずも、支部長に選任されました。歴代の名支部長の続いたあと、浅学非才の私ごときに、この大役がつとまるのかと危惧するところではありますが、役員の方々の力をお借りして、支部事業の推進につとめる所存であります。よろしくご支援、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

当支部は、たんに中央に位置するというところばかりでなく、社労士会における役割は、大変大きなものがあり、つねに他支部の範となることが要請されるところであります。

従いまして、決定された事業計画も、それにふさわしくもり沢山であり、かつ立派なものと確信する次第であります。

また、他支部に比べ、会員数も多く、特に非開業の2号会員が、会員約680名中、530名を占めており、その殆んどが企業内に在籍のため、支部事業への積極的参加が難しい状況にあります。これらの点を考慮し、少しでも多くの会員が参加できること、また役立ちそうなことをとり入れていくよう、役員会に

はかりながら実施してまいりたいと考えておるところです。例えば、毎月開催を予定している一部会例会に、希望される方の参加を認めること。一部会、二部会の加入は、開業・非開業の別なく、選択加入することができますので、希望される方は、一部会に加入手続きを東京会事務局に申し出て下さい。

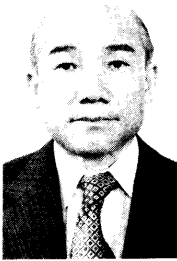
また、研修の機会等に併せて、情報交換の場を設け、社労士会、その他の情報の提供および会員の意見の交換を行い、会の運営に反映していきたいと考えております。

さらに、今年度は、昨年に引き続き、社労士に関係する多くの法律の成立、改正が行われております。これらの改正等は、社会保険、労働関係各法の流れをも変える大きなものであるばかりでなく、OA化、ME化の急速に進む状況と併せて、新しい労働環境、労働慣行が生まれようとしております。この期におよんで、私たち社労士は、資質の向上、倫理の高揚に、ますます精進を重ね、社会のニーズにこたえていかなければならないものと考えます。

最後になりましたが、皆さまの絶大なるご協力を期待するとともに、ますますのご健勝と、ご活躍を念願して、挨拶といたします。

支部長退任のご挨拶

前支部長 榊 原 正 平



この度任期満了によりまして、伝統のある千代田・中央支部の支部長を退任するに当たりまして、新堀さん（現支部長）を中心とする開業労務士の皆さんの御協力と、総ゆる会議と研修に会場を提供して御協力を頂きました電設健保組合の皆さん

さんに対しまして退任のご挨拶の冒頭に、厚く厚く御礼を申し上げる次第であります。

小山元支部長（東京会副会長）から支部長を引継いだ時点におきましては、開業・非開業の関係は、必ずしもしっかりとはいっていたとは云えなかったわけですが、小山元支部長が、開業の皆さんに、例え非開業の支部長であっても全面的に協力するよう説得して頂いたお陰を持ちまして、支部長職を多忙の中にも張りをもって職責を全うすることが出来ましてこれまた大変喜んでいただいております。

私共非開業社労士は、やゝもすると、健保・年金に片寄りがちで、労働関係にはなんとなく疎遠になり易い傾向にあるわけですが、支部長に就任したお陰で労働関係の監督・職安・そして又労政事務所の方々にも大勢の知己を得ることが出来まして、これ又私個人にとりまして、終生の大きな財産となったわけで大変有難いことでありました。

支部長を通じて何よりも嬉しかったことは、将に10人10色いろいろなキャラクターを持つ開業社労士の皆さんと裸で^{つきあい}お交際が出来ようになったということです。非開業の私共の物事の発想は、歩んで来た道が、殆ど似たか寄ったかで大体想像がつくわけですが、開業の皆さんは、将に縦、横、斜、前後、左右に通じた生き方をされた方々の集団で私共非開業に無い物をお持ちの方が多く、これからの人生を生きて行く上において大変

役立った経験をさせて頂いたと云うことであります。

社会保険労務士会は、開業と非開業から構成されており、開業あつての社労士会であり、非開業あつての社労士会であると思っております。開業と非開業との間にはそれなりに立場の相違もあるところから、時には意見の対立もあります。しかしお互に仲間同志であることを十分に認識し、如何なることがあっても相争うことのないようお互に仲よく理解し合うことが絶対に必要だと思っております。そういう意味合におきましては、非開業から支部長をさせて頂き皆さんと一緒に仕事をさせて頂いたことは、大いにお役に立てたと自負しております。

それから次に、東京会、連合会における千代田・中央支部の社会的地位であります、東京会の核であると同時に連合会の中心でもあるわけであります。

又社労士のレベルにおきましても千代田・中央支部は、東京一のハイレベルにあるものと自負しております。このことは決して他の支部の会費がどうのこうのと云うことではなく、顧問先、クライアントが他地区に比較してハイレベルにあり、必然的に研讃を要請される環境にあるということで、今後共一層の精進とプライドを持って頂きたいと思っております。

又過日は、私共の為に皆さんご多忙の中を大勢出席して頂いて、盛大な送別会を開催して頂き、大変貴重な記念品まで頂き唯々感激し感謝申し上げます次第であります。

私も今回支部長を退任させて頂き、10月には職場の都合で心ならずも豊島区に変わるわけですが、幸にして東京会で又皆さんとご一緒にお仕事が出来よう会長さんから推せんを頂いております。今後共一層の御交誼をお願いすると同時に、最後に皆様方の健康を祈念致しまして退任のご挨拶にさせていただきます。有難うございました。

千代田・中央支部機構と委員会分掌業務表

支 部 長	新堀 英行 (254)1955	監 査	真許 碩義 (241)3449	手塚 和男 (551) 3523
副 支 部 長				
長森 敏泰 (264) 6871 浦木 国賢 (242) 5301	総 務 委員会	1. 会員の掌握, 連絡に関すること。 2. 文書の起案, 発受信保管等庶務に関すること。 3. 関係官庁等渉外に関すること。 4. 金銭出納, 予算, 決算等会計に関すること。 5. 諸会議の開催。 6. その他, 他の委員会に属しない一切の事項に関すること。	委 員 長 雨 宮 功 副委員長 新 井 忠 一 " 内 宮 雄 三 委 員 石 原 健 光 " 市野沢 新 弘 " 室 町 幸 一 " 岡 本 晃	
相馬 誠一 (251) 5141 田島 守 (544) 2882	研 修 委員会	1. 研究会, 講習会等の企画・立案及び開催。 2. 社労士業務改善に必要な調査及び研究。 3. 社労士業務に必要な資料, 情報等の収集に関すること。 4. その他教育, 調査研究に関すること。	委 員 長 金 綱 久 夫 副委員長 小 口 隆 明 " 渡 辺 源 一 委 員 松 林 清 雄 " 恩 田 和 明 " 武 田 正 義 " 鯨 坂 実 雄 " 影 山 輝 夫	
永島 セツ (262) 0326 仲野 三郎 (265) 0301	広 報 委員会	1. 支部会報の企画・立案及び発行に関すること。 2. 社労士に必要なPRに関すること。	委 員 長 古 川 泰一郎 副委員長 清 水 誠三郎 " 春 原 徹 光 委 員 森 下 才 一 " 山 萩 大九郎 " 森 忠 義 " 森 忠 靖 " 瀧 口 徳 重	
大槻 哲也 (562) 3095 高橋 正博 (233) 1164	厚 生 委員会	1. 懇親会等の企画・立案開催に関すること。 2. 旅行会等レクリエーションに必要な企画・立案及び開催。 3. 会員のコミュニケーションに関すること。	委 員 長 石 塚 武 雄 副委員長 富 田 秀 子 " 田 島 義 雄 委 員 小 山 綾 昇 " 千 賀 二 " 森 莞 子 " 乗 田 芳 信 " 石 川 宏	

順不同敬称略

昭和 60 年 度

第 8 回 定 例 支 部 会 議

昭和 60 年 3 月 29 日

於 電設工業健保会館

総務委員会

昭和60年3月29日、電設工業健保会館に於いて、第8回定例支部会議が開催され、昭和59年度事業報告(古川総務委員長)、収入支出決算(影山事務局長)、昭和60年度事業計画(案)(古川委員長)、昭和60年度収入支出予算(案)(影山事務局長)より下記の通り報告があり、満場の合意をみました。

ひきつづき、新執行部の選任となり、田辺

氏の選考委員長のもとに新役員を選任し、満場一致で決定しました。

なお当日は、麴町、神田、日本橋、京橋の各社会保険事務所長、中央労働基準監督署長、飯田橋公共職業安定所長、中央労政事務所長、千代田区長、東京会々長の来賓挨拶があり、会議終了後、出席者全員による懇親会を開き、盛大に会を閉じました。

昭和59年度事業経過報告

1. 支部会議に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
59, 4, 6 於 電設工業健保会館	1	昭和58年度事業・収支報告 昭和59年度事業・収支計画

2. 正副支部長・委員長会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
59 4/6・5/8・7/6・9/7・10/12・11/9・12/7 60 1/11・2/8・3/8 於 電設工業健保組合	10	予算配分について 各委員会活動について 各事業活動について

3. 幹事会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
59 7/6・9/7・12/7 60 3/29 於 電設工業健保会館他	5	研修会議について 予算配分について

4. その他の行事に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
59 4/20・9/1・9/21・11/5・11/13～15 60 3/6～8 於 中央労働基準監督署他	6	労働保険指導員感謝状受賞他

5. 第一部会例会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	内 容
59 6/4・7/6・10/5・11/14 60 1/18・2/18・3/13 於 電設工業健保会館他	7	健康保険法の改正について他

6. 研修及び講習会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	概 況
59 7/6・9/7・9/14・10/12～13 60 2/8・3/29 於 電設工業健保会館他	6	雇用保険法の改正について 健康保険法の改正について

7. 会報に関する事項

第14号会報	59年6月30日	発行
第15号会報	59年9月30日	発行
第16号会報	60年1月20日	発行
第17号会報	60年3月30日	発行

8. 懇親会および旅行に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	概 況
59 4/6・9/7・10/12～13・12/7 60 2/8・3/29 於 電設工業健保会館他	6	懇親会 旅 行

9. 昭和59年度収入支出報告

科 目	収 入	支 出	予 算 残	備 考
支 部 業 務 費	520,070 円	520,030 円	40 円	
第一 部 会 業 務 費	554,775	554,775	0	
第二 部 会 業 務 費	1,223,670	1,218,060	5,610	
雑 収 入 (利 息)	11,429	0	11,429	
合 計	2,309,944	2,292,865	17,079	

昭和60年度 事業計画

昨年度は、健康保険法、雇用保険法の改正があり、今年度は厚生年金保険法の大改正・労働基準法、中小企業退職金共済法の一部改正および人材派遣事業法、男女雇用機会均等法の制定が予定されている。

以上のことに即応して吾々会員はますます専門的知識の研鑽に努めることは勿論であるが、人生80年時代を迎えて生活全般に亘る相談にも応じられるよう、幅広い知識を函養すると共に、強固な団結と融和の精神を基盤として、支部活動を推進する。

1. 支部運営の基本方針

(1) 組織の強化

- ① 会員の把握
- ② 支部機構と委員会の充実
- ③ 諸会議の充実

(2) 資質の向上（業務改善、法律、人事労務問題）

- ① 月例会（毎月開催）
- ② 研修会の開催
- ③ 会報の発行（年4回）
- ④ 関係行政機関および会員間の懇親会

開催

2. 事業計画の具体的施策

各委員会の計画を基本として、資質向上、業務改善などをはかるための研修会の充実および和の精神の高揚に重点をおき、さらに組織を通じての諸事項の伝達および意見具申のできる効率のよい支部活動を展開する。

支部行事については年間スケジュールをたて、予め会員に周知徹底をはかる。

- (1) 支部会日程 61年3月
- (2) 正副支部長・委員長会開催予定日

60	4/11(木)	5/10(木)	6/6(木)	7/4(木)	9/5(木)
	10/11(金)	11/7(木)	12/5(木)		
61	1/9(木)	2/6(木)	3/6(木)		

(3) 幹事会開催予定日

年4回正副支部長・委員長会と同日に開催する。

60	5/16(木)	9/5(木)	12/5(木)
61	3/6(木)		

(4) 月例会の開催予定日

正副支部長・委員長会と同日に開催する。

(5) 委員会の開催予定日

年4回程度とし、必要に応じ開催する。

(6) 研修会の開催予定日

年6回とし、月例会と同日に開催する。

60	6/6(木)	7/4(木)	9/5(木)	10/11(金)
61	2/6(木)	3/6(木)		

(7) 会報の発行予定

年4回発行する。(6月, 10月, 1月, 3月)

(8) 懇親会の開催予定

年4回とし、月例会および支部会議開催日と同日に開催する。

60	9/5(木)	10/11(金)~12(土)
61	2/6(木)	3月未定

(9) その他の行事

- ① 労働保険説明会 毎月開催する。
- ② 算定基礎届相談コーナー 8月に開催する。
- ③ 労働保険年度更新事務協力 5月, 6月に実施する。

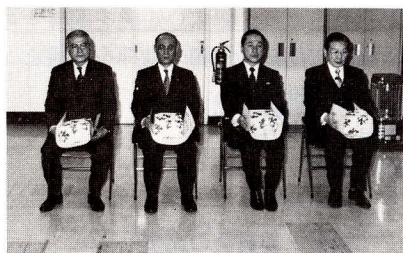
3. 昭和60年度収入支出案

科 目	収 入	支 出	予 算 残	備 考
支 部 業 務 費	520,070 円	520,070 円	0 円	
第一部会業務費	554,775	554,775	0	
第二部会業務費	1,223,670	1,223,670	0	
合 計	2,298,515	2,298,515	0	

社会保険庁長官表彰

広報委員会

橋高正風氏, 石原健三氏, 小山昇氏, 鈴木三郎氏は, 去る3月27日他の府県会の方々と共に, 東京都福祉局社会保険管理部管理課会議室において, 社会保険庁長官表彰の栄に浴されました。当支部としても非常に誇りであり, お喜びを申し上げる次第でございます。



『練習は絶対嘘をつかない』

＝中村稔・元巨人軍投手の話を聞いて＝

研修委員会委員 恩 田 和 明

先般の支部総会で、中村稔先生のお話を聞く機会を得ました。私は登壇された先生の、キチッと背筋を伸ばした姿に目を見張り、机についたその指の大きさに驚かされました。それはもうそれだけで、先生が大投手であったことを物語るに十分なものでした。

中村稔投手はS32年に巨人軍に入団され、S33年の長嶋、S34年入団の王選手らと共に大活躍をされ、私達団塊世代の野球少年にとって忘れられないスターでした。

S37年の全盛時代には連続13試合登板、そのうち12勝を上げるなど、輝かしい記録を打ち立てられましたが、不幸にもケガをされ、その後2～3年は鳴かず飛ばずの状態だったとのこと。その間、伊豆下田の民宿に籠られ、黙々と練習に励んで再登板された時のお話は大変印象的でした。

「川上監督から先発を命ぜられ、『勝とうとするな。自分の苦しかった練習だけを思い出して投げろ!』と言われて登板した。試合は0対0で進んで、9回の表にやっと味方が先に1点を取ってくれた。よし、これで勝てると思ったその裏、ツーアウトまで進みきわどいカーブで勝負した。判定はボール。自信の一投だったので、捕手と打ち合せ再度同じコースへカーブを投げた。丸山主審の判定はまたしてもボール! 思わずカッとなって抗議にかけ寄った。とその時、川上監督は『ピッチャー交代!』と宮田投手(8時半の男と呼ばれた人)への交代を告げたのです。その試合は結果的に勝ったのですが、ダックアウトで1人、川上監督の戒の言葉をかみしめ、静まってゆく心に生れた反省、それは『勝負は勝つためにやる。』ということだった。」

その年S40年には20勝投手となられ、このことは巨人9連覇の先駆となった訳です。

その後S44年に現役を離れ、二軍のピッチングコーチをされ新浦をはじめ、西本・江川

等数多くの名選手を育ててこられました。

先生が選手を育てる上で強調しておられたのは「試合上のミスはノー・エクスキュー」ということでした。云い訳やアリバイの心があると、そこからは技術の向上は望めないと指摘されておりました。

表題の「練習は絶対嘘をつかない!」とは

① つかれるまでやる練習でノック数にしておよそ200～300本(母の愛の練習というのだそうです。)

② つかれを突破する練習、同400～500本
同(父の愛)

③ 意識朦朧としてきても神技が出るまでやる練習、同1000本以上、同(神の愛)

プロの選手達はこれだけの練習をして、その成果をプレーに表わしているとのこと。

自ら進んでノルマ以上の練習をやる人、言われた事だけで終る人の例として、「西本投手は腕立て20回3セット・片足屈伸20回3セットのノルマを果たしたところ、毎日1回づつふやしたが、定岡投手はノルマだけしかやらなかった。」そうです。その差が今日の二人の差であると言っておられました。

こうした人の育成、生かした使い方の実例は我々社労士にとっても、大変参考になるものばかりでした。自分が知らなくても、その分野で一流と云われる人の話は大変面白く、日頃忘れていた真実の人の姿を明らかにしてくれると思います。参加者もみな大いに感銘を受けたようでした。

今年の巨人は開幕当初は負け続けて毎日イライラしましたが、やっと5月の連休に首位に出ました。中畑や原、西本や江川らの入団時の裏話や、人間くさいエピソードを中村稔先生からお聞きして、これからテレビで見る野球も一味違った面白さが発見出来ると楽しみにしております。

(恩田社保険労務士事務所)

労働保険臨時指導員の活躍

総務委員会

今年度は、労働保険臨時指導員を51名推薦し、委嘱を受けました。本年度は、5月10日から15日までと、6月10日、11日に中央労働基準監督署に於いて、1部の人が相談コーナーを担当しました。又6月14日～25日まで、カード処理に従事し活躍しています。

一方、飯田橋公共職業安定所に於ける相談コーナーには、下記の会員が従事されました。

5月14日 長森 敏泰、渡辺 和洋

5月15日 小口 隆明、国岡 きく

(順不同敬称略)

労働保険説明会

広報委員会

中央労働基準監督署の移転により、労働保険の説明は、4月、5月は休みました。

第13回の説明会は、昭和60年6月4日

場	所	中央労働基準監督署会議室
講	師	中央労働基準監督署 会 田 課 長
会	員	目 黒 健、渡 辺 和 洋
出席事業所数		35

あ と が き

広報委員長 古 川 泰一郎

このたび、東京都社会保険労務士会千代田・中央支部の広報委員会を担当することとなりました。清水、春原(副)をはじめとし、森(才)、山下、森萩、森(忠)、滝口各会員諸氏の絶大なるご支援と、ご協力のもとに向う2年間、職責を全うする所存です。よろしくお願い申し上げます。

本会報も前任者富田先生をはじめ、多くの先輩の努力により第17号の輝しい歴史を築いて参りました。ここで私なりの会報に対する考えを述べたいと思います。

我が国は、21世紀を待たずして世界に先駆けて高度情報化社会に突入しようとし、社会資本の充実と併せてこれを確立することは、国及び国民の責務とさえいわれています。あらゆる産業がニューメディア時代を創造するため、通信とコンピューターが有機的に結合して、社会に機能する、無限の資源といわれる情報を確立しようとしています。しかしその反面、従業員やその家族が精神的な不安感と、現代文明に対する恐怖の念も生じている

ことも疑えない事実です。

そこで我々社会保険労務士は、両者の良きパートナーとして、コミュニケーションの媒体として機能する必要があると思います。

そのためには、まず我々社会保険労務士同志が、職場ぐるみ、家族ぐるみのヒューマンリレーションを確立することが大切であるように思います。その醸成のためにしたいわけです。その観点から、会の運営、活動などを報告する会報誌と、会社が従業員家庭を対象とする社内報誌と、関係者間全体を対象とする部内報的なものをコーディネートされたものを創ることができればと思います。

それに併せて、厚生、労働等行政の動向を、的確に報道し、会員の資質の向上に資するようになりたいものと思います。

この考えにご批判も多くあろうかと存じますが、委員長個人の考えであるので申し添えます。良りよい会報とするためにみなさんの積極的なご投稿をお待ちいたしております。

(1985, 6, 30)

第一部会親和会慶弔見舞金等基準

(目 的)

第1条 この基準は第一部会親和会規約第2条に基き所属会員の慶弔見舞金等について定めるものである。

(適用と範囲)

第2条 この基準は当会所属会員に適用する。

(会員の祝金)

第3条 会員が次に該当したときは祝金を贈り祝福する。

- (1) 叙位、叙勲を受けたとき 20,000円
- (2) 結婚したとき 10,000円

(会員の弔慰金)

第4条 会員またはその配偶者が死亡したときは次の弔慰金を贈る。

- (1) 会 員 50,000円および花輪
- (2) 配偶者 20,000円

(会員の傷病・火災見舞金)

第5条 会員が傷病のため入院し、また火災等で罹災したときは次の見舞金を贈る。

- (1) 傷病のため1カ月以上入院するとき 20,000円
- (2) 火災等により事務所・自宅が半焼以上したとき 20,000円

(特例事項)

第6条 この基準に定めのない特別の事項については役員会にはかりこれを決定する。

(報 告)

第7条 この基準に該当する事項が発生したときは会員もしくはその代理が会長まで報告するものとする。

(返礼の禁止)

第8条 この基準の適用を受けた会員は金品による返礼は一切行なわないものとする。

(付 則)

第9条 この基準は昭和57年12月1日より実施する。

第一部会会員 各位

昭和57年11月25日

千代田・中央支部第一部会

親和会会長 新堀英行

支部第一部会「親和会」の発足について

日頃は、第一部会の運営につき、多大なるご協力をたまわり、まことにありがとうございます。

去る、11月5日の月例会におきまして、支部第一部会を母体とし、会員の親睦と福利を図ることを目的として、「親和会」を発足することを決定いたしました。

これは、みなさまからの昨年来の要望事項でありました、会員の慶弔見舞等を主目的とした共済的制度をつくり、部会の運営ならびに部会員の日常活動を側面から補足する一助としたいとの、多数の意見に基づく制度であります。

すでに、ご案内のとおり、当第一部会は、法定団体である東京都社会保険労務士の末端組織であり、東京会からの交付金でかろうじて運営されてまいりました。したがって、第一部会としてこれらの事業を行う経済的余裕もなく、また当部会が法定団体の組織の一部として、会費を徴収して事業活動を行うことについての疑義がある等の諸問題を検討した結果、当分の間、第一部会を母体とし、趣旨に賛同される同志をもって発会することとなりました。また、多数の参加をえるため、会費も最小限にとどめて月額 500円とし、発足時の費用を賄うため入会金を 1,000円ご負担いただくことといたしました。

なお、会の運営にあたりましては、支部第一部会との一体性を保つため、支部第一部会の役員が、その任にあたることになり、はからずも、第一部会長たる不肖私が、親和会会長を兼任することになりましたのでよろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上簡単に発会までの経過をご説明いたしました。何とぞ趣旨にご賛同下さいまして、第一部会員の大多数が参加する立派な会に育てられることをお願い申し上げます。